

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第120号）（教育委員会事務局指導部生徒指導課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」といいます。）に京都市野外活動施設京北山国を家の管理を行わせるとともに、同施設の利用に係る料金（以下「利用料金」といいます。）を指定管理者に収受させるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

なお、利用料金の承認の申請等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榎本頼兼

京都市条例第120号

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とする。

第12条中「使用者」を「利用者」に、「の使用」を「の利用」に、「又は使用」を「又は利用」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用しよう」を「利用しよう」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条を第11条とする。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第10条とする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条本文中「既納の使用料」を「既に支払われた利用料金」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「別表第2に掲げる使用料を納入しなければ」を「指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第7条を第8条とする。

第6条の見出しを「(利用制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「指定管

理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条第1号中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよう」を「利用しよう」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第4条の見出しを「(利用資格)」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用する」を「利用する」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 山国の家の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) 山国の家の維持管理に係る業務
- (3) その他教育委員会が必要と認める業務

附則中第2項から第4項までを削り、第5項を第2項とする。

別表第1中「第3条関係」を「第4条関係」に、「使用」を「利用」に改める。

別表第2中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同表備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「使用する」を「利用する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 京都市野外活動施設京北山国の家（以下「山国の家」という。）の利用に係る料金の承認の申請

その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に山国の家の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の京都市野外活動施設京北山国の家条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日からの宿泊については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市野外活動施設京北山国の家条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 5 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第5条	第6条
第10条第1項	第11条第1項

(教育委員会事務局指導部生徒指導課)